

令和 5 年 度

こども家庭庁交通安全業務計画

令和5年度子ども家庭庁交通安全業務計画

子ども家庭庁は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項の規定に基づき、令和5年度子ども家庭庁交通安全業務計画を次のとおり定める。

第1 計画の目的

本計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、令和5年度において、子ども家庭庁が交通の安全に関して講ずべき施策並びに都道府県及び指定地方行政機関が都道府県の区域における陸上交通の安全に関して講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項を定めることを目的とする。

第2 計画の実施の方針

本計画は、交通安全対策基本法及び第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）に基づき、次代を担うこどものかけがえない命を交通事故から守っていくことの重要性を認識した上で、令和7年までに交通事故死者数（24時間死者数）2,000人以下、重傷者数22,000人以下とする道路交通の安全についての目標を達成するため、関係府省庁、地方公共団体、関係民間団体等と緊密に連携し、各種交通安全対策を推進することを実施の方針とする。

第3 通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策の推進

令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、同年8月4日、交通安全対策に関する関係閣僚会議が開催され、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」が決定した。

この緊急対策の中で、子どもを交通事故の被害から守り、通学路における交通安全を一層確実に確保することなどが示され、通学路における合同点検が実施され、同点検によって抽出した対策必要箇所に対して、地域の実情に対応した効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに対策を実施するとされていることから、以下の事項を踏まえた対策を推進する。

1 通学路等における交通安全の確保

通学路における合同点検において抽出した対策必要箇所は、全国で7万6,404か所であり、令和5年度末までにそのすべての箇所に安全対策を講じることを目指し、子ども家庭庁が司令塔となって、文部科学省、警察庁、国土交通省等と連携を図りながら、取組を推進する。

2 キッズ・ゾーンの設定

保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び児童発達支援（医療型を含む）

事業所が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずる取組として創設されたキッズ・ゾーンについては、これまで各種通知等を通じ、地域の実情に合わせ、その設定を検討するよう依頼してきたところであり、引き続き、国土交通省、警察庁等と連携して、設置促進を図る。

第4 全国交通安全運動の推進

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、毎年、春秋の2回実施されているものであり、本年度もこどもを始めとする歩行者の安全の確保等の取組を推進する。

次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、こどもの死者・重傷者は歩行中の割合が高く、特に、5月から6月にかけて歩行中児童の死者・重傷者が増加する傾向にあり、歩行中児童の死者・重傷者の通行目的では登下校が約3分の1を占めるなど、依然として道路においてこどもが危険にさらされている。

このため、「通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等」、「反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用」、「ゾーン30プラスの整備をはじめとする生活道路対策」、「通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策」等の取組について、関係府省庁と連携して実施する。

第5 施設における安全計画の推進

幼保連携型認定こども園については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」において、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」を準用し、安全に関する事項について計画（以下、「安全計画」という。）を策定することとされている。

また、保育所、地域型保育事業所については、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）」において、都道府県等が条例で定めることとされている「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」のうち、児童の安全の確保に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないとする改正が行われ、この改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、令和5年4月1日より安全計画を各施設において策定することが義務付けられた。

安全計画の内容に関しては、こどもの安全確保に関する取組の一例として、次の事項を示しているので、都道府県及び市区町村と連携して、これらの交通安全

対策を推進する。

1 こどもへの安全指導

こどもの発達や能力に応じた方法で、こども自身が施設の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めるとともに、地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること。

2 保護者への説明・共有

保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通園の保護者には、交通安全等についてこどもが通園時に確認できる機会を設けてもらうことなど、こどもが家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること。

第6 交通安全教育指針に基づく各種教育の推進

道路交通法第108条の28第1項の規定に基づき、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）が定められ、交通安全教育を行う者の基本的な心構えや、こどもの成長過程に合わせた段階的な交通安全教育の在り方が示されていることから、警察庁等の関係府省庁と連携の上、交通安全教育を行う者に対して、以下の事項等の周知徹底を図る。

1 こどもに対する交通安全指導の心構え

こどもに対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うためには、「幼児交通安全教本」（昭和48年5月5日中央交通安全対策会議決定）を参考にするなどして、こどもの特性を理解するとともに、受講者の年齢及び交通の状況等の地域の実情を踏まえて、教育の内容及び方法を選択し、適切な教材を用いるなどして指導を行う必要がある。

また、こどもの心身の発達には個人差があり、こどもの道路交通との関係も生活環境によって様々であるため、交通安全教育を始める前に簡単な体操、ゲーム、交通ルールに関する質問等を行うことにより、教育の対象となるこどもの心身の発達段階及び交通安全に関する理解の程度を把握し、これらに合わせて教育の目標及び内容を設定する。

2 適切な時間数及び教育の内容の設定

こどもには、長時間にわたって集中力を持続させること及び抽象的な言葉による説明を理解させることが困難であるため、短時間で効果的に交通安全教育を実施するよう配慮するとともに、こどもの経験に即した身近な事例を平易な言葉を用いて説明するなど分かりやすい指導を心掛ける。

また、指導事項を数点に絞り、こどもが各事項を十分に理解できるようにする。

3 適切な教育手法の選定

教育効果を高めるためには、紙芝居、人形劇、腹話術等の視聴覚に訴える教育手法を取り入れることが望ましい。

第7 こどもに対する交通安全教育の推進

こどもに対する交通安全教育については、第11次交通安全基本計画において、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標としているところであり、関係府省庁と連携し、以下の事項を推進する。

1 保育所、認定こども園等による交通安全教育

保育所、認定こども園等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場면을捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うこと。これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

2 児童館及び児童遊園による交通安全教育

児童館及び児童遊園においては、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進する。

3 関係機関・団体による交通安全教育

関係機関・団体は、こどもの心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、保育所、認定こども園等において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、保護者が常にこどもの手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。

4 交通ボランティアによる交通安全教育

交通ボランティアによるこどもに対する通園時や園外活動時等の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

第8 都道府県交通安全実施計画の作成基準

都道府県交通安全実施計画の作成については、交通安全業務計画に抵触しないことに留意し、地域の交通情勢や社会情勢等の特徴を十分考慮し、次の事項を基準とする。

1 交通安全行政機関の連絡調整の強化

2 交通安全運動及び交通安全教育の推進

3 交通安全関係の民間団体の育成指導

4 交通対策本部決定事項の実施促進

5 市町村における交通安全計画作成のための助言

6 市町村における交通安全推進体制の整備・拡充のための助言

7 その他都道府県交通安全実施計画において定めることが適当と認められる事項